

立ちどまらない保険。

三井住友海上

MS&AD INSURANCE GROUP

2015年4月1日
以降始期契約用

ビジネスJネクスト

業務災害補償保険

事業活動にかかわる従業員のケガなどのリスクをカバー！

安定した経営のために

事業者のみなさまをトータルサポート！



従業員の業務上の災害にかかわる各種費用の支出・賠償責任リスクをニーズに合わせた補償でしっかりカバーする保険！

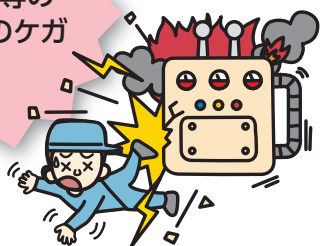
- スピーディーな保険金支払い
- 建設業(売上高方式)は、経営事項審査で15ポイントの加点
- 充実した付帯サービス

補償の概要

「ビジネスJネクスト(業務災害補償保険)」は、貴社の業務に従事業務上の災害にかかわるさまざまなリスクを補償する保険です。

業務上の災害にかかわるリスクとは…

従業員等の
業務中のケガ



従業員等の
通勤中のケガ



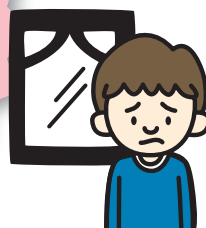
従業員等の
業務中の
熱中症



企業が
従業員等
に対して負う
賠償責任



従業員等の
死亡事故による
ブランドイメージ
の低下



従業員等への
セクシャル
ハラスメント
に対する
賠償責任



など

業務上の災害によって、貴社には、各種費用の支出や損害賠償リスクが発生する可能性があります。

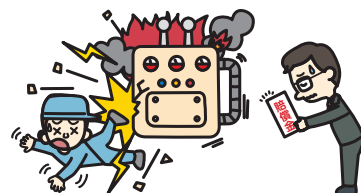
費用

災害補償規定等に基づく
補償金(弔慰金・見舞金)の
支払い



損害
賠償金

従業員等の業務上の事故により
負担する従業員等への法律上の
損害賠償責任・訴訟費用



など



ビジネスJネクストは、貴社が支出する
費用等をしっかり補償します！

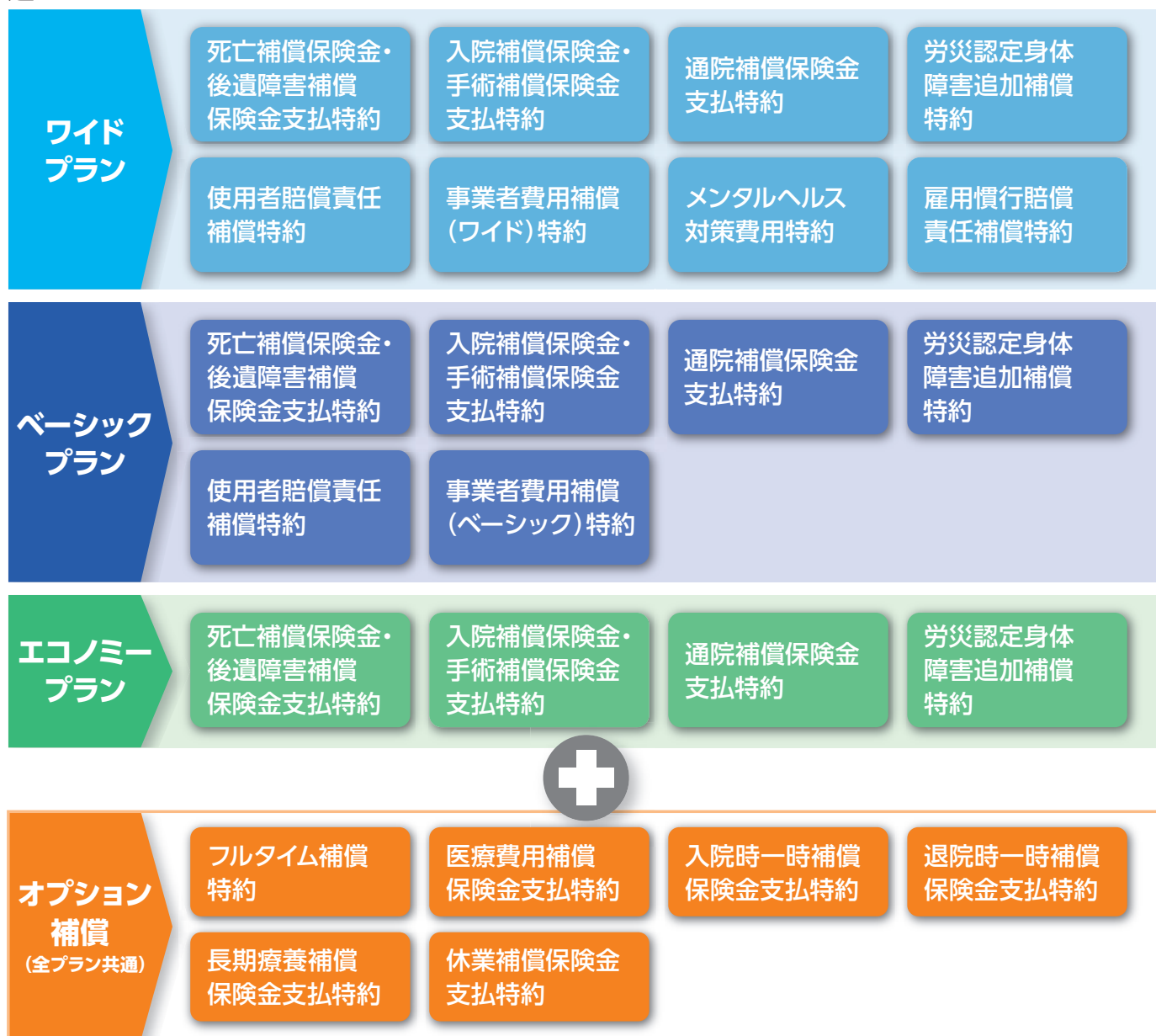
する方(以下、「従業員等」といいます。)の

ニーズに合わせて選びやすいパッケージプラン!

プランごとの基本補償、全プラン共通のオプション補償(任意セット特約)は次のとおりです。(*)
また、この他にフリープランもあります。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(*) すべての契約に「業務災害補償保険追加特約」および「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動セットされます。

選べる3つのプラン!



補償の詳細につきましてはP5・6をご覧ください。

建設業、販売業、製造業、交通運輸事業、飲食業など、
「**すべての業種**」のみなさまのニーズにお応えします!

(注) 売上高方式の場合、売上高(または完成工事高)50億円以下の事業者の方に限ります。

商品の特徴

「ビジネス」ネクスト」の特徴について、ご説明します。

特徴 ①

スピーディーな保険金支払い！

従業員等の業務上の災害について、政府労災保険の認定とは別に保険金をお支払いします。(*)
(*) 保険金のお支払いは、政府労災保険の認定とは連動しないため、政府労災保険の認定を受けた場合でも保険金をお支払いできないことがあります。ただし、メンタルヘルス対策費用特約、労災認定身体障害追加補償特約については、政府労災保険の認定を受けたものに限ります。
また、使用者賠償責任補償特約については、政府労災保険からの給付額を差し引いた額を保険金としてお支払いするため、政府労災保険に加入している場合は、政府労災保険への給付請求が必要となります。

事故発生！

労災認定
とは別に

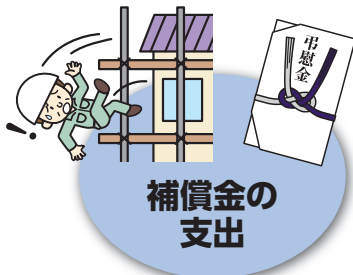
保険金をお支払い！



特徴 ②

幅広い補償内容！

従業員等の業務上の災害によって貴社が被る各種費用の支出や損害賠償リスクを幅広く補償します。



補償金の
支出



使用者賠償責任
リスク



ハラスメント等の
損害賠償リスク



など

特徴 ③

・契約方式がシンプル！ 選びやすい3つのパッケージプラン！ ・契約手続きが簡単！

・契約方式は、「売上高方式」と「人数方式」の2パターンです。
また、各契約方式は、補償（特約）をパッケージ化した選びやすい3つのプランの中から、ニーズに合わせてお選びいただけます。（この他に、補償（特約）を任意にセット可能なフリープランもあります。）

ワイド
プラン

ベーシック
プラン

エコノミー
プラン

・ご契約後の従業員等の増減の連絡は不要です。

特徴

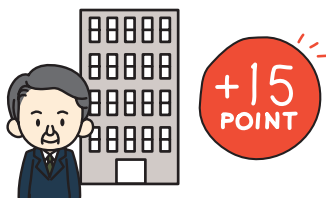
④

経営事項審査の加点対象！

(平成29年1月1日現在)

「売上高方式」は経営事項審査の審査項目に定める「法定外労働災害補償制度の加入」に該当し、15ポイントの加点評価が得られます。 (「人数方式」の場合であっても加点対象となることがあります。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。)

(注) 死亡補償保険金および後遺障害補償保険金をともに補償すること等、所定の要件を満たすことが必要です。



特徴

⑤

納得の保険料水準！

各種割増引制度により企業ごとのリスクに見合った保険料を実現しました。

リスク診断割引

損害率による割増引

初年度メリット割引

被保険者数割引

など

主な割増引につきましてはP8をご覧ください。

特徴

⑥

充実した付帯サービス！

人事・労務相談デスク

メンタルヘルスに関わる人事マネジメントや法律・税務相談などに、専門スタッフが電話でアドバイスします。
(すべての契約に付帯されます。)

ストレスチェック支援サービス

ストレスチェック実施のためのWEB環境をご提供します。個人分析・組織分析の結果をWEB上でフィードバックします。
(使用者賠償責任補償特約をセットした契約に付帯されます。)



サービスの詳細につきましてはP10をご覧ください。

補償の詳細

各保険金の詳細については、P11～22の「保険金のお支払いについて」をご確認ください。

お客さまのニーズに対応した3つのプランと充実の6つのオプション
次のような場合にお役に立ちます。

ワイドプラン 充実補償のおすすめプランです。

ベーシックプラン 必要な補償を揃えたスタンダードなプランです。

エコノミープラン 基本リスクを補償するシンプルなプランです。

死亡補償保険金



従業員等が死亡した場合

例) 業務中に足場を踏み外して高所から転落し、ケガをして亡くなったため、事業者が補償金を支出した。

後遺障害補償保険金



従業員等に後遺障害が残った場合

例) 業務中に重機の下敷きになってケガをして、後遺障害が残ったため、事業者が補償金を支出した。

入院補償保険金



従業員等が入院した場合

例) 業務中に工場内での作業によりケガをして、入院したため、事業者が補償金を支出した。

手術補償保険金



従業員等が手術を受けた場合

例) 出勤途中に交通事故でケガをして入院し、手術を受けたため、事業者が補償金を支出した。

通院補償保険金



従業員等が通院した場合

例) 業務中に会社の階段で転んでケガをして、通院したため、事業者が補償金を支出した。
(注) 実際に通院した日のみが補償対象となります。

労災認定身体障害追加補償特約



従業員等の脳疾患、心神喪失等が労災認定された場合

例) 過労が原因で急性心筋梗塞を発症して亡くなったため、事業者が補償金を支出した。
(注) 役員等については、政府労災保険の特別加入者である場合のみ、補償対象となります。



オプション補償 (全プラン共通)

上記プランにセットすることで、お客さまの災害補償制度等に合わせた補償ができます。

フルタイム補償特約



従業員等が業務に従事していない間に被った身体障害についても、事業者が補償金(死亡・後遺障害・入院・手術・通院)等を支出することによって被る損害を補償します。

医療費用補償保険金支払特約



従業員等が業務に従事している間に身体障害を被り、治療を要した場合で、事故の発生の日からその日を含めて365日以内に従業員等が負担した、公的医療保険制度の一部負担金や差額ベッド代(*)、入院・転院・退院時の交通費、医師の指示により行った治療に関わる費用等に対して事業者が補償金を支出することによって被る損害を補償します。
(*) 医師の指示により、特別の療養環境の病室に入院する場合において負担する一般室との差額をいいます。

入院時一時補償保険金支払特約

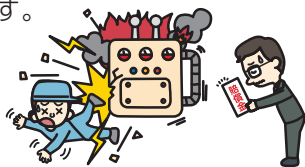


入院補償保険金をお支払いする場合で、かつ、2日以上入院した場合、事業者が補償金を支出することによって被る損害に対して、入院時一時補償保険金をお支払いします。

ン補償をご用意しました。

使用者賠償責任補償特約

業務上の事由による保険期間中の従業員等のケガまたは病気のために、事業者等が負担する法律上の損害賠償責任や訴訟費用等を補償します。



事業者費用補償(ベーシック)特約

- 死亡補償保険金または後遺障害補償保険金をお支払いする場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に事業者が実際に負担した、葬儀費用や花代等の臨時の費用を補償します。

- 再発防止対応等のためのコンサルティング費用(*)を補償します。

(*) 当社の書面による同意を得て支出した日本国内で行うものに限りします。



メンタルヘルス対策費用特約



うつ病等の精神障害により休職した従業員等の、職場復帰に係る費用等を補償します。

(注) 労災保険法等の給付が決定した精神障害に限りします。役員等については、政府労災保険の特別加入者である場合のみ、補償対象となります。

雇用慣行賠償責任補償特約



ハラスメント・不当解雇等の不当行為に起因して、従業員等より保険期間中に事業者等に対して損害賠償請求がなされたことにより、事業者等が負担する法律上の損害賠償責任や訴訟費用等を補償します。

事業者費用補償(ワイド)特約

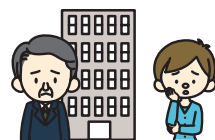
- 従業員等が業務に従事している間に身体障害を被った場合または「雇用慣行賠償責任補償特約」に規定する損害賠償請求がなされた場合、もしくは損害賠償請求がなされたものとみなされる場合で、その事象の発生の日からその日を含めて180日以内に事業者が実際に負担した、葬儀費用や花代等の臨時の費用を補償します。

- 再発防止対応等のためのコンサルティング費用(*)を補償します。

- 死亡事故等が発生したことにより失ったブランドイメージの回復のための広告宣伝活動等に要した費用、コンサルティング費用(*)を補償します。

(*) 当社の書面による同意を得て支出した日本国内で行うものに限りします。

ベーシックより
補償対象を拡大!



退院時 一時補償 保険金 支払特約



入院補償保険金をお支払いする場合、かつ、15日以上入院した後に生存している状態で退院した場合、または入院日数が365日を超えた場合、事業者が補償金を支出することによって被る損害に対して、退院時一時補償保険金をお支払いします。

長期療養 補償保険金 支払特約



従業員等が業務に従事している間に身体障害を被り、入院補償保険金をお支払いする場合に該当する日数が、60日を超えた場合、または、120日を超えた場合、事業者が補償金を支出することによって被る損害に対して、長期療養補償保険金をお支払いします。

休業補償保険金 支払特約



従業員等が業務に従事している間に身体障害を被り、保険期間中に、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に就業不能となった場合に、免責期間(*)を超えて就業不能である期間1日につき、補償期間(*)を限度として、事業者が補償金を支出することによって被る損害に対して、休業補償保険金をお支払いします。

(*) 免責期間は0日、7日、14日のいずれかを、補償期間は90日、180日、365日、730日のいずれかを、それぞれ選択いただけます。

ご契約の条件等

ご契約の条件等

保険契約者

「法人、個人事業主、下請業者の団体、同一業種の団体」等、事業者または事業者の団体のお客さまが保険契約者となります。

記名被保険者

保険申込書の「記名被保険者」欄に記載された被保険者（保険契約により補償を受けられる方）をいいます。

この保険の記名被保険者となれる方は、次の①、②の条件を満たす事業者の方です。

①日本国内に所在する法人、個人事業主等の事業者

②＜売上高方式の場合＞

すべての業務の「売上高」・「完成工事高・売上高」（保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度（1年間）の税抜の「売上高」・「完成工事高・売上高」）の合計が **50 億円以下**

（ご注意）

(a) 一部対象とならない業種もあります。詳細につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(b) 新設法人等で、『保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度（1年間）の税抜の「売上高」・「完成工事高・売上高」』が存在しない場合には、事業計画書等に計画された1年間のすべての売上高・完成工事高の総額（以下、「事業計画値」といいます。）が50億円以下である場合に限りします。

補償対象者

記名被保険者の従業員等が補償対象者となります。

ただし、記名被保険者の業務に従事していない方を補償対象者とするお引受はできませんのでご注意ください。

（お引き受けできない契約の例）

- ・シルバー人材センターが被保険者、登録者が補償の対象者となる引受
- ・愛好会・クラブ等が被保険者、その会員が補償の対象者となる引受
- ・労働組合が被保険者、組合活動中の組合員が補償の対象者となる引受

上記のような保険の引受をご希望の場合は、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

●売上高方式

下表の区分Ⅰ～Ⅳすべての方が補償対象者となります。（区分を限定してお引き受けすることはできません。）

●人数方式

下表の区分Ⅰ～Ⅳおよびその他の範囲内で、任意に補償対象者を設定することができます。

区分	補償対象者
Ⅰ	記名被保険者の役員等（事業主または役員をいいます。）
Ⅱ	記名被保険者の従業員（パート・アルバイトを含みます。）
Ⅲ	●記名被保険者が建設業者の場合：下請負人（注1） ●記名被保険者が貨物自動車運送事業者の場合：傭（よう）車運転者（注2）
Ⅳ	Ⅰ～Ⅲ以外で、もっぱら、記名被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設（事務所、営業所、工場等）内または記名被保険者が直接業務を行う現場内において、記名被保険者との契約（請負契約、委任契約、労働者派遣契約等）に基づき、記名被保険者の業務に従事する者
その他	保険申込書の「補償対象者名（補償対象者コードが「その他（9）」の場合のみ記入）」欄に記載された者

（注1）下請負人

建設業法第1章第2条に定める下請負人をいい、数次の請負による場合の請負人を含みます。なお、下請負人が使用者である場合は、役員等および使用人をいいます。

（注2）傭（よう）車運転者

貨物自動車運送事業者と締結された請負契約における請負人（数次の請負による場合は1次請負人に限ります。）および業務委託契約における受託人（数次の業務委託による場合は1次受託人に限ります。）をいいます。なお、傭（よう）車運転者が使用者である場合は、役員等および使用人をいいます。

保険料について

保険料は、以下に基づいて決定します。この保険契約では、ご契約の際に決定する「あらかじめ確定した保険料」を払い込んでいただきます。詳細は、取扱代理店または当社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の「保険料」欄にてご確認ください。

●売上高方式(*)

『保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度(1年間)の税抜の「売上高」・「完成工事高・売上高」』および引受条件等

●人数方式

『保険契約締結時に把握可能な「人数(在籍者全員)」または「人数(最大稼働)」』および引受条件等

(*)新設法人等で、『保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度(1年間)の税抜の「売上高」・「完成工事高・売上高」が存在しない場合には、資料等により確認可能な「事業計画値」に基づいて保険料を算出します。この場合、「事業計画値」に基づいて算出した保険料は「あらかじめ確定した保険料」となりますので、保険期間終了後に実際の「売上高」・「完成工事高・売上高」をご通知いただく必要はありません。

保険期間終了後に
保険料を精算いただく
必要はありません。



「災害補償規定等の有無」とお支払いする保険金の限度額

お支払いする保険金は、災害補償規定等の有無により、以下のいずれかが限度となります。災害補償規定等の内容を必ずご確認ください。

①記名被保険者が災害補償規定等を定めている場合

保険証券に記載された支払限度額または災害補償規定等で規定された補償金の額のいずれか低い額

②記名被保険者が災害補償規定等を定めていない場合

保険証券に記載された支払限度額

主な割増引

ビジネスJネクストには、下表のとおり、各種割増引制度があります。詳細につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

リスク診断割引	当社所定の告知事項申告書に記載された質問項目にご回答いただくことにより、最大20%までの割引率が適用されます。
損害率による割増引	〈継続契約の場合のみ〉 過去一定期間の保険料の合計とお支払いした保険金(お支払見込額を含みます。)の合計の割合等に応じて、割増または割引が適用されます。
初年度メリット割引	〈新規契約の場合のみ〉 当社所定の告知事項申告書に記載された質問項目にご回答いただくことなどにより、10~30%の割引率が適用されます。
被保険者数割引	1保険契約における記名被保険者数に応じて、最大20%までの割引率を適用することができます。
リスク状況による割増	リスクの実態や過去の事故歴などにより、割増が適用される場合があります。

プラン例

保険料は事業内容によって異なります。

契約条件

【共通】

- 契約方式:売上高方式
- 死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約:1,000万円、入院補償保険金・手術補償保険金支払特約:5,000円、通院補償保険金支払特約:3,000円
- リスク診断割引率:10%適用

【ワイドプラン】

使用者賠償責任補償特約:3,000万円、事業者費用補償(ワイド)特約:1,000万円、メンタルヘルス対策費用特約:100万円、雇用慣行賠償責任補償特約:1,000万円

【ベーシックプラン】

使用者賠償責任補償特約:3,000万円、事業者費用補償(ベーシック)特約:1,000万円

【オプションの補償「あり」】

医療費用補償保険金支払特約:300万円、休業補償保険金支払特約(補償期間180日・免責期間0日):5,000円

建築業

年間保険料例(一時払)、事業種類コード:350(建築事業(既設建築物設備工事業を除きます。))

売上高	オプションの補償	ワイドプラン	ベーシックプラン	エコノミープラン
1億円	なし	330,170円	247,540円	127,310円
	あり	484,400円	401,770円	284,490円
3億円	なし	715,560円	536,480円	275,930円
	あり	1,049,820円	870,740円	616,580円

製造業

年間保険料例(一時払)、事業種類コード:610(その他の製造業)

売上高	オプションの補償	ワイドプラン	ベーシックプラン	エコノミープラン
1億円	なし	476,260円	373,690円	152,600円
	あり	636,040円	533,470円	318,720円
3億円	なし	1,003,790円	784,580円	320,390円
	あり	1,339,260円	1,120,050円	669,180円

小売業

年間保険料例(一時払)、事業種類コード:98B(小売業)

売上高	オプションの補償	ワイドプラン	ベーシックプラン	エコノミープラン
1億円	なし	163,090円	110,610円	75,080円
	あり	241,670円	189,190円	153,830円
3億円	なし	353,240円	239,570円	162,610円
	あり	523,430円	409,760円	333,170円

上記の契約条件は一例です。各種プランならびにオプションの補償の詳細につきましては、P2、5～6をご覧ください。

付帯サービスのご説明

人事・労務相談デスク

(注1) すべての契約に付帯されるサービスです。

(注2) このサービスは、個別具体的な事例への判断を行うものではなく、一般的な助言の範囲内で行うものです。

貴社の人事・労務に関するお悩みに、専門スタッフがスピーディーにお答えします。従業員のメンタルヘルス対策や人事マネジメントに役立つツールとしてご活用ください。(電話相談無料)



メンタルヘルスサポート

[受付時間] 平日 10:00～17:00

マネジメントサポート

EAPコンサルタント(*)が人事労務部門担当者からの人事マネジメント全般に関わる質問にお答えします。

リハビリテーションサポート

EAPコンサルタント(*)が職場復帰のためのリハビリ全般に関する相談にお答えします。

職場復帰サポート

EAPコンサルタント(*)が職場復帰のための職場環境等の体制整備全般に関わる質問にお答えします。

メンタルヘルスオプションサービス(有償)

その他のメンタルヘルスに関わるサポートを行います。

(*)EAPコンサルタント…臨床心理士、保健師、管理栄養士等の資格を持ち、企業のメンタルヘルス体制構築・対応のコンサルティング経験を有する専門職です。

法律・税務・人事労務相談

[受付時間] 平日 10:00～17:00

法律相談(予約制)

弁護士が、取引先や顧客とのトラブルなど、法律に関する相談にお答えします。

税務相談(予約制)

税理士が、会社経営や事業継承のトラブルなど、税務に関する相談にお答えします。

人事労務相談(予約制)

社会保険労務士が、雇用や労働条件など、人事労務に関する相談にお答えします。



ストレスチェック支援サービス

(注) 使用者賠償責任補償特約をセットされた事業者さま向けのサービスです。

厚生労働省が推奨する57項目に準拠したストレスチェックをWEBで実施できるサービスです。個人分析・組織分析の結果をWEB上でフィードバックします。(無料)

本サービスは、必ず、労働安全衛生法で定められた「ストレスチェックの実施者(医師、保健師または厚生労働大臣が定める研修を修了した看護師もしくは精神保健福祉士)」のもとでご利用いただく必要があります。

保険金のお支払いについて

ワイドプラン、ベーシックプラン、エコノミープラン

基本補償 【死亡補償保険金・後遺障害補償保険金・入院補償保険金・手術補償保険金・通院補償保険金】 以下に該当した場合、記名

保険金・特約の種類	プラン			保険金をお支払いする場合															
	ワイド プラン	ベーシック プラン	エコノミー プラン																
死亡補償保険金 （死亡補償保険金・ 後遺障害補償保険金 支払特約）	○	○	○	補償対象者が、業務に従事している間に身体障害(*)を被り、事故の発 生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 (*)業務災害補償保険普通保険約款に規定する身体障害のうち、傷害 および下表に掲げる保険金支払の対象となる症状 <table><tr><th>外因の分類項目</th><th>基本分類コード</th><th>具体的な症状の例</th></tr><tr><td>熱および光線の作用</td><td>T 6 7</td><td>熱射病、日射病</td></tr><tr><td>気圧または水圧の作用</td><td>T 7 0</td><td>潜函(かん)病<減圧病></td></tr><tr><td>低酸素環境への閉じ 込め</td><td>W 8 1</td><td>低酸素環境への閉じ込 めによる酸素欠乏症</td></tr><tr><td>高圧、低圧および気圧 の変化への曝(ばく)露</td><td>W 9 4</td><td>深い潜水からの浮上 による潜水病</td></tr></table> (注) 上記表中の外因の分類項目および基本分類コードは、平成6年10月12日 総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、 傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003年版) 準拠」によります。	外因の分類項目	基本分類コード	具体的な症状の例	熱および光線の作用	T 6 7	熱射病、日射病	気圧または水圧の作用	T 7 0	潜函(かん)病<減圧病>	低酸素環境への閉じ 込め	W 8 1	低酸素環境への閉じ込 めによる酸素欠乏症	高圧、低圧および気圧 の変化への曝(ばく)露	W 9 4	深い潜水からの浮上 による潜水病
外因の分類項目	基本分類コード	具体的な症状の例																	
熱および光線の作用	T 6 7	熱射病、日射病																	
気圧または水圧の作用	T 7 0	潜函(かん)病<減圧病>																	
低酸素環境への閉じ 込め	W 8 1	低酸素環境への閉じ込 めによる酸素欠乏症																	
高圧、低圧および気圧 の変化への曝(ばく)露	W 9 4	深い潜水からの浮上 による潜水病																	
後遺障害補償保険金 （死亡補償保険金・ 後遺障害補償保険金 支払特約）	○	○	○	補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、事故の発生 の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合															
入院補償保険金 （入院補償保険金・ 手術補償保険金支払特約）	○	○	○	補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、入院した場合															
手術補償保険金 （入院補償保険金・ 手術補償保険金支払特約）	○	○	○	補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、事故の発生 の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合															
通院補償保険金 (通院補償保険金支払特約)	○	○	○	補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、通院した場合 (注) 実際に通院した日のみが補償対象となります。															

この保険では、日本国内・日本国外における保険期間中の事故が補償の対象となります。（使用者賠償責任補償特約および雇用慣行賠償責任補償特約を除きます。）
 ビジネス」ネクストの補償内容（保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金の額、保険金をお支払いしない主な場合）をご説明します。
 詳細については普通保険約款・特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

○：補償の対象 ×：補償対象外

お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
補償対象者1名につき、死亡・後遺障害補償保険金支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 (注1) 同一の事故・同一の補償対象者が被った身体障害について既にお支払いした後遺障害補償保険金がある場合は、死亡・後遺障害補償保険金支払限度額から既にお支払いした金額を差し引いた残額を限度とします。 (注2) 損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。	共通事項(1) ◆ 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ① 保険契約者もしくは被保険者またはこれらの業務に従事する場所の責任者の故意 ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(テロ行為による損害は、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」により、保険金の支払対象となります。) ④ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性 ⑤ 風土病 ⑥ 職業性疾病等 ⑦ 原因がいかなる場合でも、頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」をいいます。)、腰痛またはその他の症状を訴えている場合で、いずれも補償対象者にそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ⑧ 補償対象者の入浴中の溺水(水を吸引したことによる窒息をいいます。)(ただし、当社が保険金を支払うべき事故によって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ⑨ 原因がいかなるときでも、補償対象者の誤嚥(えん)(食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。))によって生じた肺炎 等
補償対象者1名につき、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害補償保険金支払限度額の100%～4%を限度に保険金をお支払いします。 (注1) 補償対象者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における補償対象者以外の医師の診断に基づき、後遺障害の程度を認定して、後遺障害補償保険金をお支払いします。 (注2) 同一の部位に後遺障害の程度を加重された場合は、加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合から既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合を差し引いて、保険金をお支払いします。 (注3) 保険期間を通じてお支払いする後遺障害補償保険金は、死亡・後遺障害補償保険金支払限度額を限度とします。 (注4) 損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。	共通事項(2) ◆ 次のいずれかに該当する補償対象者本人が被った身体障害について被保険者が被る損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ① 補償対象者の故意または重大な過失 ② 補償対象者の自殺行為 ③ 補償対象者が自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用して運転している間 ④ 補償対象者の脳疾患、疾病(職業性疾病等は含みません。)または心神喪失(ただし、業務に起因して発生した症状の場合には、保険金をお支払いします。) ⑤ 補償対象者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 補償対象者に対する外科的手術その他の医療処置(ただし、当社が保険金を支払うべき身体障害の治療によるものである場合には、保険金をお支払いします。) ⑦ 補償対象者が乗用具(自動車または原動機付自転車、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。)を用いて競技等をしている間 ⑧ 補償対象者が下記の「補償対象外となる運動等」を行っている間 等
補償対象者1名につき、次の算式によって算出した額を限度に保険金をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術の場合 【入院補償保険金支払限度日額】×10 ② ①以外の手術の場合 【入院補償保険金支払限度日額】×5 (注1) 同一の事故による身体障害について1回の手術に限ります。また、同一の事故による身体障害について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。 (注2) 損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。	補償対象外となる運動等 山岳登山(*1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(*2)操縦(*3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(*4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動 (※1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいいます。 (※2) グライダーおよび飛行船を除きます。 (※3) 職務として操縦する場合を除きます。 (※4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。
補償対象者1名につき、【通院補償保険金支払限度日額】×【現実に通院した日数】を限度に保険金をお支払いします。 (注1) 「現実に通院した日数」は、90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院については、「現実に通院した日数」に含めません。 (注2) 入院補償保険金をお支払いする期間中に通院した場合は、「現実に通院した日数」に含めません。 (注3) 通院中にさらに通院補償保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する身体障害を被った場合は、通院補償保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4) 損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。	

保険金のお支払いについて

ワイドプラン、ベーシックプラン、エコノミープラン

保険金・特約の種類	プラン			保険金をお支払いする場合
	ワイドプラン	ベーシックプラン	エコノミープラン	
労災認定身体障害追加補償特約	○	○	○	労災保険法等の給付が決定された場合に限り、業務災害補償保険普通保険約款で保険金支払の対象とならない事由として定める自殺行為、脳疾患、疾病(*1)または心神喪失等による補償対象者本人が被った身体障害(*2)によって生じた損害に対して、次の①～⑩の特約をセットしているときに、保険金をお支払いする特約です。 ①死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約 ②入院補償保険金・手術補償保険金支払特約 ③通院補償保険金支払特約 ④医療費用補償保険金支払特約 ⑤入院時一時補償保険金支払特約 ⑥退院時一時補償保険金支払特約 ⑦長期療養補償保険金支払特約 ⑧休業補償保険金支払特約 ⑨事業者費用補償(ベーシック)特約 ⑩事業者費用補償(ワイド)特約 (*1)職業性疾病を除きます。 (*2)傷害、業務に起因して発生した症状または労災認定された疾病等(*3)をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。 (*3)労災保険法等によって給付が決定した脳疾患、心疾患その他の疾病等をいい、傷害および業務に起因して発生した症状を除きます。 なお、労災保険法等によって発病の日と認定された日を事故の発生の日とします。

〈「保険金をお支払いしない場合」の補償可否のまとめ〉

ワイドプラン、ベーシックプラン、エコノミープランでは、基本補償の「保険金をお支払いしない主な場合」(P12)に記載の一部の事項に

保険金をお支払いしない場合	症状
補償対象者の故意または重大な過失によって その補償対象者本人が被った身体障害	—
補償対象者の自殺行為によって その補償対象者本人が被った身体障害	—
補償対象者の脳疾患、疾病(職業性疾病等※を除きます。)または 心神喪失による補償対象者本人の身体障害	業務に起因して発生した症状※
	上記以外の症状
風土病	—
職業性疾病等※	職業性疾病※
	職業性疾病※以外

※P26の「用語のご説明」をご確認ください。

○:補償の対象 X:補償対象外

お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
それぞれの補償保険金の額に従います。	● 共通事項(1) (P12)記載の事項 ただし、共通事項(1)⑥のうち、「職業性疾病」による損害の場合は、保険金をお支払いしません。 ● 共通事項(2) (P12)記載の事項 ただし、共通事項(2)のうち、①、②および④については、労災保険法の給付が決定された場合に、保険金をお支払いします。

等

ついては、以下のとおりとなります。

○:補償の対象

△:「労災認定身体障害追加補償特約」を
セットした場合に補償の対象

×:補償対象外

状態	補償の可否	
—	△	労災保険法等の給付が決定された場合に限りです。
—	△	労災保険法等の給付が決定された場合に限りです。
P11「死亡補償保険金」の「保険金をお支払いする場合」の表に記載された症状を原因とする死亡 等	○	補償します。
—	△	労災保険法等の給付が決定された場合に限りです。
—	×	補償しません。
—	×	詳細は、取扱代理店または当社までお問い合わせください。
—	△	労災保険法等の給付が決定された場合に限りです。

保険金のお支払いについて

ワイドプラン、ベーシックプラン、エコノミープラン

基本補償 【使用者賠償責任補償特約・事業者費用補償(ベーシック)特約・事業者費用補償(ワイド)特約・メンタルヘルス対策費用特約・雇用慣行賠償責任補償特約】 以下

保険金・特約の種類	プラン			保険金をお支払いする場合				
	ワイド プラン	ベーシック プラン	エコノミー プラン					
使用者賠償責任補償特約	○	○	×	使用者賠償保険金 業務上の事由により保険期間中に補償対象者が身体の障害（*1）を被ったことにより、被保険者（*2）が法律上の損害賠償責任を負担した場合で、損害賠償責任額が次の①～③までの金額の合計額を超えたとき ①労災保険法等により給付されるべき金額（特別支給金を含みません。） ②自動車損害賠償保障法に基づく責任保険、責任共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額 ③次のいずれかの金額 （ア）被保険者（*2）が災害補償規定等を定めている場合は、被保険者（*2）がその規定に基づき補償対象者またはその遺族に支払うべき金額 （イ）被保険者（*2）が災害補償規定等を定めていない場合は、この特約がセットされた保険契約により支払われる保険金（*6）の額 （*1）傷害または疾病（風土病および職業性疾患を除きます。）をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。 （*2）被保険者は下表のとおりです。 <table><tr><th>右記以外の場合</th><th>記名被保険者が建設業者の場合で、かつ、記名被保険者の下請負人（*3）の役員等または使用人が補償対象者である場合</th></tr><tr><td>(a) 記名被保険者 (b) 記名被保険者の役員等（*4）</td><td>(a) 記名被保険者 (b) 記名被保険者の役員等（*4） (c) 記名被保険者の下請負人（*3）（*5） (d) 上記(c)の役員等（*5）</td></tr></table> （*3）建設業法第2条に定める下請負人をいい、数次の請負による場合の請負人を含みます。 （*4）記名被保険者の業務の遂行に起因して損害を被る場合に限りします。 （*5）記名被保険者の日本国内で行う業務の遂行に起因して損害を被る場合に限りします。 （*6）同一の被保険者について補償対象者への法定外補償として保険金または共済金を支払う他の保険契約または共済契約が締結されている場合は、その保険契約または共済契約により支払われる保険金または共済金を含みます。 使用者費用保険金 業務上の事由により保険期間中に補償対象者が身体の障害（*1）を被ったことにより、被保険者（*2）が法律上の損害賠償責任の解決のために、訴訟・和解・調停・仲裁費用・示談交渉費用（*3）、当社への協力費用または権利保全行使費用を負担した場合 （*1）傷害または疾病（風土病および職業性疾患を除きます。）をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。 （*2）被保険者は上表のとおりです。 （*3）当社の書面による同意を得て支出したものに限りします。	右記以外の場合	記名被保険者が建設業者の場合で、かつ、記名被保険者の下請負人（*3）の役員等または使用人が補償対象者である場合	(a) 記名被保険者 (b) 記名被保険者の役員等（*4）	(a) 記名被保険者 (b) 記名被保険者の役員等（*4） (c) 記名被保険者の下請負人（*3）（*5） (d) 上記(c)の役員等（*5）
右記以外の場合	記名被保険者が建設業者の場合で、かつ、記名被保険者の下請負人（*3）の役員等または使用人が補償対象者である場合							
(a) 記名被保険者 (b) 記名被保険者の役員等（*4）	(a) 記名被保険者 (b) 記名被保険者の役員等（*4） (c) 記名被保険者の下請負人（*3）（*5） (d) 上記(c)の役員等（*5）							
事業者費用補償（ベーシック）特約	×	○	×	補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、死亡補償保険金または後遺障害補償保険金をお支払いする場合で、事故の発生日からその日を含めて180日以内に記名被保険者が右記「お支払いする保険金の額」①～⑥の費用を負担したとき				

に該当した場合、記名被保険者または被保険者が費用等を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

○:補償の対象 ×:補償対象外

お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
補償対象者1名および1回の災害(*)につき、【損害賠償責任額】－【左記「保険金をお支払いする場合」の①～③までの金額の合計額】を保険金としてお支払いします。ただし、支払限度額を限度とします。 (*)発生の日時、場所を問わず同一の原因から発生した一連の災害をいいます。「災害」とは、補償対象者が、業務上の事由によって被った身体の障害をいいます。	◆次のいずれかに該当する事由によって補償対象者が被った身体の障害については、保険金をお支払いしません。 ①保険契約者、被保険者またはこれらの業務に従事する場所の責任者の故意 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性 等 ◆次のいずれかに該当する損害賠償金または費用については、保険金をお支払いしません。 ①被保険者と補償対象者またはその他の第三者との間の損害賠償に関する契約または災害補償規定等がなければ被保険者が負担しない損害賠償金もしくは費用 ②被保険者が個人の場合は、その被保険者と住居および生計を共にする親族が被った身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用 ③労働基準法の休業補償または船員法による傷病手当の補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金 ④労災保険法等によって給付を行った保険者が費用の徴収をすることにより被保険者が負担する金額 等
左記「保険金をお支払いする場合」の費用の全額を保険金としてお支払いします。 (注)訴訟・和解・調停・仲裁費用、示談交渉費用については、【損害賠償責任額】－【使用者賠償保険金の「保険金をお支払いする場合」の①～③までの金額の合計額】が1回の災害(*)に適用する支払限度額を超える場合は、保険金を削減してお支払いします。 (*)発生の日時、場所を問わず同一の原因から発生した一連の災害をいいます。「災害」とは、補償対象者が、業務上の事由によって被った身体の障害をいいます。	
記名被保険者が実際に負担した次の①～⑥の費用で、かつ、その額および使途が社会通念上妥当な費用に対して、補償対象者1名につき、事業者費用補償保険金支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 ①葬儀費用、香典、花代、弔電費用等の補償対象者の葬儀に関する費用 ②遠隔地で事故が発生した際の補償対象者の搜索費用、移送費用等の救援者費用 ③事故現場の清掃費用等の復旧費用 ④補償対象者の代替のための求人・採用等に関する費用(*1) ⑤記名被保険者が当社の書面による同意を得て支出した日本国内で行う労働災害発生時の相談等対応または再発防止対応に該当するコンサルティング(*2)に関する費用 ⑥その他死亡補償保険金または後遺障害補償保険金の支払事由に直接起因して負担した費用 (*1)代替要員の賃金は含みません。 (*2)コンサルティング事業者(業務上の事由により被った、補償対象者の身体障害に関連した記名被保険者の対応の全般または一部を支援、指導または助言を行う者)が行う支援、指導または助言業務をいいます。 (注1)補償対象者の遺族または補償対象者に支払う費用および上記⑤についてお支払いする保険金の額は、補償対象者1名につき100万円を限度とします。 (注2)損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。	●死亡補償保険金または後遺障害補償保険金をお支払いしない場合 等

保険金のお支払いについて

ワイドプラン、ベーシックプラン、エコノミープラン

基本補償 【使用者賠償責任補償特約・事業者費用補償(ベーシック)特約・事業者費用補償(ワイド)特約・メンタルヘルス対策費用特約・雇用慣行賠償責任補償特約】 以下に

保険金・特約の種類	プラン			保険金をお支払いする場合
	ワイドプラン	ベーシックプラン	エコノミープラン	
事業者費用補償(ワイド)特約	○	×	×	補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被った場合、または、「雇用慣行賠償責任補償特約」に規定する損害賠償請求がなされた場合もしくは損害賠償請求がなされたものとみなされる場合で、事象の発生の日からその日を含めて180日以内に記名被保険者が右記「お支払いする保険金の額」①～⑦の費用を負担したとき
メンタルヘルス対策費用特約	○	×	×	労災保険法等の給付が決定した精神障害(*1)により補償対象者が休職した場合に、その補償対象者が職場復帰するために、記名被保険者が以下のいずれかの費用を当社の書面による同意を得て支出したとき ①精神障害(*1)により休職した補償対象者の職場復帰に向けた対策に係る費用 ②精神障害(*1)により休職した補償対象者の職場復帰支援プランの作成に係る費用 (*1) 総務庁告示分類項目(*2)中の分類コードが次のいずれかに該当する精神障害をいいます。 ①F04からF09まで②F20からF51まで③F53からF54まで④F59からF63まで⑤F68からF69まで⑥F99 (*2) 平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目をい、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003年版) 準拠」によります。
雇用慣行賠償責任補償特約	○	×	×	被保険者(*1)が、日本国内において補償対象者に対して行った不当行為(差別的行為、ハラスメント、不当解雇等、人格権侵害、不当評価等、説明義務違反、報復的行為等)に起因して、補償対象者より保険期間中に被保険者(*1)に対して日本国内において損害賠償請求がなされ、法律上の損害賠償金・争訟費用・応訴費用を負担した場合 (*1) 被保険者とは次のいずれかに該当する方をいいます。 ①記名被保険者 ②記名被保険者のすべての役員および使用人(*2)。ただし、記名被保険者の業務の遂行に起因して、「保険金をお支払いする場合」の損害を被る方に限ります。 (*2) 使用人とは、記名被保険者に雇用され、記名被保険者の業務に従事する方をいいます。既に退任している役員または既に退職している使用人を含みます。ただし、初年度契約の保険期間の始期日より前に退任した役員および退職した使用人を除きます。

該当した場合、記名被保険者または被保険者が費用等を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

○:補償の対象 ×:補償対象外

お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
記名被保険者が実際に負担した次の①～⑦の費用で、かつ、その額および用途が社会通念上妥当な費用に対して、補償対象者1名につき、事業者費用補償保険金支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 ①葬儀費用、香典、花代、弔電費用等の補償対象者の葬儀に関する費用 ②遠隔地で事故が発生した際の補償対象者の搜索費用、移送費用等の救援者費用 ③事故現場の清掃費用等の復旧費用 ④補償対象者の代替のための求人・採用等に関する費用^(※1) ⑤左記「保険金をお支払いする場合」の事象が発生したことによって失った記名被保険者の信頼度を回復させるための広告宣伝活動等(以下、「広告宣伝活動等」といいます。)に要した費用 ⑥記名被保険者が当社の書面による同意を得て支出した日本国内で行う労働災害発生時の相談等対応、再発防止対応または広告宣伝活動等の方法の策定に該当するコンサルティング^(※2)に関する費用 ⑦その他普通保険約款またはこの保険契約にセットされる特約の支払事由に直接起因して負担した費用 (※1)代替要員の賃金は含みません。 (※2)コンサルティング事業者(業務上の事由により被った、補償対象者の身体障害に関連した記名被保険者の対応の全般または一部を支援、指導または助言を行う者)が行う支援、指導または助言業務をいいます。 (注1)補償対象者の遺族または補償対象者に支払う費用および上記⑥についてお支払いする保険金の額は、補償対象者1名につき100万円を限度とします。 (注2)損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。	● 共通事項(1) (P12)記載の事項 ● 共通事項(2) (P12)記載の事項 ●「雇用慣行賠償責任補償特約」の「保険金をお支払いしない主な場合」に記載の事項 等
補償対象者1名および保険期間中につき100万円を限度に保険金をお支払いします。 (注)損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。	●労災保険法等による給付の決定がなされない場合 等
一連の損害賠償請求^(※)および保険期間中につき、すべての被保険者に対して支払う保険金の額の合計で支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 (※)損害賠償請求がなされた時、場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、同一の不当行為またはその不当行為に関連する他の不当行為に起因するすべての損害賠償請求をいいます。 なお、一連の損害賠償請求は、最初の損害賠償請求がなされた時にすべてなされたものとみなします。	◆直接であると間接であるとを問わず、被保険者に対してなされた次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害については保険金をお支払いしません。なお、①～③については、被保険者ごとに個別に適用します。 ①被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求 ②被保険者の故意または重過失による法令違反に起因する損害賠償請求 ③被保険者が他人に損失または精神的な苦痛を与える意図を持って行った行為に起因する損害賠償請求 ④初年度契約の保険期間の始期日より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求 ⑤この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求 ⑥役員または使用人が業務に従事中に被った身体障害に起因する損害賠償請求 ⑦戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動または騒擾(じょう)に起因する損害賠償請求 ⑧地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波に起因する損害賠償請求 等

保険金のお支払いについて

ワイドプラン、ベーシックプラン、エコノミープラン

オプション補償(全プラン共通) 以下に該当した場合、記名被保険者が補償金や費用を支出することによって被る損害に対して

特約名称	保険金をお支払いする場合
フルタイム補償特約	補償対象者が記名被保険者の業務に従事していない間に身体障害を被った場合で、次の①～⑩の特約をセットしているときに、保険金をお支払いする特約です。 ①死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約 ②入院補償保険金・手術補償保険金支払特約 ③通院補償保険金支払特約 ④医療費用補償保険金支払特約 ⑤入院時一時補償保険金支払特約 ⑥退院時一時補償保険金支払特約 ⑦長期療養補償保険金支払特約 ⑧休業補償保険金支払特約 ⑨事業者費用補償(ベーシック)特約 ⑩事業者費用補償(ワイド)特約
医療費用補償保険金支払特約	補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、治療を受けた場合で、補償対象者が次のいずれかの費用を負担したとき。ただし、事故の発生の日からその日を含めて365日以内に補償対象者が負担した費用で、かつ、社会通念上妥当な金額に限ります。 ①治療のために病院・診療所に支払った公的医療保険制度における一部負担金、差額ベッド代(*)およびその他補償対象者が病院・診療所に支払った費用 ②入院・転院・退院のための補償対象者に係る移送費および交通費(ただし、合理的な方法・経路による移送費および交通費に限ります。) ③医師の指示により行った治療に関わる費用、医師の指示により購入した治療に関わる薬剤、治療材料、医療器具の費用またはその他の医師が必要と認めた費用 (*) 医師の指示により、特別の療養環境の病室に入院する場合において負担する一般室との差額をいいます。
入院時一時補償保険金支払特約	補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、入院補償保険金が支払われる場合で、かつ、2日以上入院したとき
退院時一時補償保険金支払特約	補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、入院補償保険金が支払われる場合で、かつ、次のいずれかに該当したとき ①15日以上入院した後に、生存して退院した場合 ②入院日数が365日を超えた場合
長期療養補償保険金支払特約	補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、次のいずれかに該当した場合 ①入院等の状態に該当した日数が60日を超えていること ②入院等の状態に該当した日数が120日を超えていること

保険金をお支払いします。

お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
それぞれの補償保険金の額に従います。	● 共通事項(1) (P12)記載の事項 ● 共通事項(2) (P12)記載の事項 等
補償対象者1名の同一の事故による身体障害について、医療費用補償保険金支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 (注) 次のいずれかの給付等がある場合は、その額を補償対象者が負担した費用から差し引きます。 ○公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により補償対象者に対して行われる治療に関する給付 ○第三者から支払われた損害賠償金 ○補償対象者が被った損害を補償するために行われたその他の給付	● 共通事項(1) (P12)記載の事項 ● 共通事項(2) (P12)記載の事項 等
補償対象者1名の同一の事故による身体障害について、入院時一時補償保険金支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 (注1) 入院時一時補償保険金のお支払いの対象となる期間中にさらに入院時一時補償保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する身体障害を被った場合は、入院時一時補償保険金を重ねてはお支払いしません。 (注2) 損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。	● 共通事項(1) (P12)記載の事項 ● 共通事項(2) (P12)記載の事項 ● 入院した初日に退院された場合 等
補償対象者1名の同一の事故による身体障害について、退院時一時補償保険金支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 (注1) 左記「保険金をお支払いする場合」の②により退院時一時補償保険金をお支払いした後、生存して退院した場合でも、左記「保険金をお支払いする場合」の①による退院時一時補償保険金を重ねてはお支払いしません。 (注2) 退院時一時補償保険金のお支払いの対象となる期間中にさらに退院時一時補償保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する身体障害を被った場合は、退院時一時補償保険金を重ねてはお支払いしません。 (注3) 損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。	● 共通事項(1) (P12)記載の事項 ● 共通事項(2) (P12)記載の事項 等
補償対象者1名の同一の事故による身体障害について、それぞれ次の額を限度に保険金をお支払いします。 (a) 左記「保険金をお支払いする場合」①に該当した場合は長期療養補償保険金支払限度額 (b) 左記「保険金をお支払いする場合」②に該当した場合は長期療養補償保険金支払限度額 (注1) 入院等の状態に該当しなくなった後、その状態の原因となった身体障害によって再び入院等の状態に該当した場合は、それぞれの入院等の状態に該当した期間をあわせて単一の期間とみなし、左記「保険金をお支払いする場合」①および②の日数を数えます。 (注2) 入院等の状態に該当している期間中にさらに入院等の状態に該当する身体障害を被った場合は、長期療養補償保険金を重ねてはお支払いしません。 (注3) 損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。	● 共通事項(1) (P12)記載の事項 ● 共通事項(2) (P12)記載の事項 等

保険金のお支払いについて

ワイドプラン、ベーシックプラン、エコノミープラン

オプション補償(全プラン共通) 以下に該当した場合、記名被保険者が補償金や費用を支出することによって被る損害に対して

特約名称	保険金をお支払いする場合
休業補償保険金支払特約	補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、その直接の結果として保険期間中に、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に就業不能となり、その状態が免責期間を超えて継続した場合 (注)【再び就業不能となった場合の取扱い】 免責期間を超える就業不能の終了後、就業不能が終了した日からその日を含めて30日を経過する日までに、その就業不能の原因となった身体障害によって再び就業不能となった場合には、前の就業不能と後の就業不能を合わせて「同一の就業不能」として取り扱います。(再び就業不能となった期間に対しては、新たに免責期間および補償期間を適用しません。)

●柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数、就業不能期間の日数の認定にあたっては、身体障害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、

フリープラン

オプション補償(「フリープラン」でセット可能な特約)

特約名称					
天災危険補償特約 (注)「天災危険補償支払限度額設定特約」が自動セットされます。	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波により身体障害を被った時補償保険金、退院時一時補償保険金、長期療養補償保険金および休業補償				
天災危険補償支払限度額設定特約 (注)「天災危険補償特約」と必ずセットでお引き受けします。	天災危険補償特約で補償する保険金の支払限度額(補償対象者1名あたり、支払限度額は以下のとおり設定されます。 <table> <tr> <td>1事故・補償対象者1名あたり</td><td>支払保険金(*)の合計額、または5,000万</td></tr> <tr> <td>1事故・保険期間通算</td><td>10億円</td></tr> </table> (*)死亡補償保険金、後遺障害補償保険金、入院補償保険金、手術補償保険	1事故・補償対象者1名あたり	支払保険金(*)の合計額、または5,000万	1事故・保険期間通算	10億円
1事故・補償対象者1名あたり	支払保険金(*)の合計額、または5,000万				
1事故・保険期間通算	10億円				
通院補償金支払に関する特約	通院しない場合で、骨折、脱臼、靱(じん)帯損傷等の身体障害を被った所定 (※1) 所定の部位 1. 長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足 3. 肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギブ (※2) ギブス等 ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類する類(けい) 椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)				

保険金をお支払いします。

お支払いする保険金の額

補償対象者1名につき、【休業補償保険金支払限度日額】×【就業不能期間の日数】を限度に保険金をお支払いします。

(注1)「就業不能期間」とは、補償期間内における補償対象者の就業不能の日数をいいます。

(注2) 平均所得日額が休業補償保険金支払限度日額より小さい場合は、平均所得日額を休業補償保険金支払限度日額として保険金のお支払額を計算します。

(注3) 保険期間中かつ休業補償保険金のお支払いを受けられる期間内に、さらに休業補償保険金のお支払いを受けられる身体障害を被った場合は、休業補償保険金を重ねてはお支払いしません。(後の身体障害についてはその事故の発生の日に就業不能をきたしたものとみなし、新たに免責期間および補償期間を適用します。)

(注4) 損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。

保険金をお支払いしない主な場合

- 共通事項(1) (P12)記載の事項
- 共通事項(2) (P12)記載の事項

等

(注1) 免責期間を超える就業不能が終了した日からその日を含めて30日を経過した日の翌日以降に再び就業不能となった場合は、再び就業不能となった期間に対しては、保険金をお支払いしません。

(注2) ご契約をお引受した場合でも、保険期間の開始時(*)より前に発生した事故による身体障害については保険金をお支払いしません。

(*) この特約をセットしたご契約を継続された場合は、継続してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。

お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

特約の説明

場合にも、死亡補償保険金、後遺障害補償保険金、入院補償保険金、手術補償保険金、通院補償保険金、事業者費用補償保険金、医療費用補償保険金、入院時一保険金をお支払いする特約です。

1 事故・保険期間通算)を設定するための特約です。

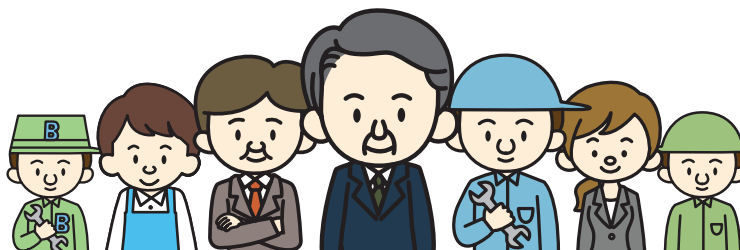
円のいずれか低い額

金、通院補償保険金、医療費用補償保険金、入院時一時補償保険金、退院時一時補償保険金、長期療養補償保険金および休業補償保険金をいいます。

の部位(*)を固定するために医師の指示によりギプス等(*)を常時装着していた日数を、通院した日数に含める特約です。

以下同様とします。)または脊柱骨およびそれより指先側は含まれません。ただし、長管骨を含めギプス等(*)の固定具を装着した場合に限りです。ス等(*)の固定具を装着した場合に限りです。

もの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、をいいます。



ご注意ください

ご契約締結前にご注意いただきたいこと

(1) 商品の仕組み

業務災害補償保険普通保険約款 + 自動セット特約^(注1) + 各種特約^(注2)

この保険には補償範囲の異なる3つのプラン「ワイド」「ベーシック」「エコノミー」があり、いずれかのプランをご選択のうえ契約していただきます。それぞれのプランでお支払いする主な保険金の種類は「(2) 補償内容 ■お支払いする主な保険金」をご参照ください。なお、3つのプラン以外にフリープランでのご契約も可能です。

(注1) 次の特約となります。

・業務災害補償保険追加特約 ・条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約

(注2) 契約内容に応じて各種特約がセットされます。

(2) 補償内容

■被保険者

補償の内容によって、被保険者(保険契約により補償を受けられる方をいいます。)が異なります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

■記名被保険者

保険申込書の「記名被保険者」欄に記載された被保険者をいいます。

■補償対象者

P7記載の「補償対象者」のとおりです。

■補償の対象

記名被保険者の業務に従事する方(補償対象者をいいます。)が、記名被保険者の業務に従事している間に身体障害を被った場合に、記名被保険者が支出する費用等を補償する保険です。

■保険金をお支払いする主な場合

P11～22記載の「保険金をお支払いする場合」のとおりです。

■お支払いする主な保険金

P11～22記載の「お支払いする保険金の額」のとおりです。

■保険金をお支払いしない主な場合

P11～22記載の「保険金をお支払いしない主な場合」のとおりです。

(3) セットできる主な特約

セットできる主な特約は、「(2) 補償内容 ■お支払いする主な保険金」のとおりです。

詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(4) 支払限度額・日額

支払限度額・日額とは、保険金をお支払いする限度額・日額をいいます。詳細は「(2) 補償内容 ■お支払いする主な保険金」をご参照ください。

お客さまが実際にご契約いただく支払限度額・日額につきましては、保険申込書の「支払限度額・日額」欄にてご確認ください。

(5) 保険期間・補償の開始時期

■保険期間

保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。)は1年間です。お客さまが実際にご契約いただく保険期間につきましては、保険申込書の「保険期間」欄にてご確認ください。

■補償の開始時期

始期日の午後4時(保険申込書またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。保険料(分割払の場合は第1回分割保険料)は、保険料の払込みが猶予される場合^(注)を除いて、ご契約と同時に払い込んでください。保険期間が始まった後でも、保険料の払込みを怠った場合、始期日から取扱代理店または当社が保険料を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いしません。(注)保険料の払込みが猶予される場合の詳細については、「(8) 保険料の払込猶予期間等の取扱い」をご参照ください。

(6) 保険料

保険料は、支払限度額・日額、事業種類・保険料算出の基礎数値等によって決定されます。また、継続契約においては、過去の保険金のお支払実績(お支払見込額を含みます。)等に基づく割増引が適用されます。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の「保険料」欄にてご確認ください。

(7) 保険料の払込方法

保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます(現金により払い込むことも可能です。)

ただし、ご契約内容によりご選択いただけない払込方法があります。

○:選択できます。 ×:選択できません。

主な払込方法	一般分割払 ^(注2)	大口分割払 ^(注3)	一時払
口座振替	○	○	○
クレジットカード払(売上票方式) ^(注1)	○	○	○
払込票払 ^(注1)	×	×	○
請求書払 ^(注1)	×	×	○

(注1) 取扱代理店や保険料の額によってはご選択いただけない場合があります。

(注2) 一時払保険料が20万円未満のご契約の場合、選択できます。原則として、保険料は一時払と比べて5%の割増が適用されます。

(注3) 一時払保険料が20万円以上のご契約の場合、選択できます。

■ご契約時に保険料を払い込む方法の場合

保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または当社が保険料を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いしません。

(8) 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料払込方法が口座振替、払込票払、請求書払の場合は、保険料払込期日までに保険料を払い込んでください。保険料払込期日の翌月末日まで^(注)に保険料の払込みがない場合、事故による損害が発生しても保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。

(注) 口座振替で保険料が払い込まなかったことについて、故意および重大な過失がなかった場合は、保険料払込期日の翌々月末日まで払込みを猶予します。ただし、分割払のご契約の場合には、保険料払込期日到来前の分割保険料をあわせて払い込んでいただくことがあります。

【初回保険料払込前に事故による損害が発生した場合の取扱い】

原則として、取扱代理店または当社へ初回保険料を払い込んでください。当社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

(9) 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

ビジネスJネクスト（業務災害補償保険）の内容をご理解いただくための事項を記載しています。ただし、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

ご契約締結時にご注意いただきたいこと

(1) 告知義務（保険申込書の記載上の注意事項）

保険契約者または被保険者には、ご契約時に保険申込書^(注)の記載事項について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります（取扱代理店に対して告知いただいた事項は、当社に告知いただいたものとなります。）。

保険申込書^(注)に記載された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、保険申込書^(注)の記載内容を必ずご確認ください。

（注）当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容（保険種類、支払限度額等）を告知してください。

補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約等の補償内容が同一となっている場合もあります。

ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(2) クーリングオフ（ご契約申込みの撤回等）

この保険は、クーリングオフの対象ではありません。

(3) 保険料領収証の発行

保険料を払い込んでいただきますと、当社所定の保険料領収証を発行しますので、お確かめください。^(注)

（注）保険料の払込方法が口座振替、クレジットカード払（売上票方式）等の場合には発行されません。

(4) 保険料算出のための確認資料

ご契約の際に、保険料を算出するために必要な資料^(注)を当社にご提出いただきます。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

（注）当社様式による「申告書」等をいいます。

ご契約締結後にご注意いただきたいこと

(1) 契約締結後にご連絡いただくべき事項（通知義務等）

ご契約後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合にはあらかじめ（事実の発生が保険契約者または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく）取扱代理店または当社にご通知ください。

ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

○保険申込書の※印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合

○ご契約時にご提出いただいた申告書等の記載内容に変更が生じる場合

また、ご契約後、次に該当する事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または当社にご通知ください。

○保険証券記載の住所または電話番号を変更する場合

○上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

(2) 解約と解約返れい金

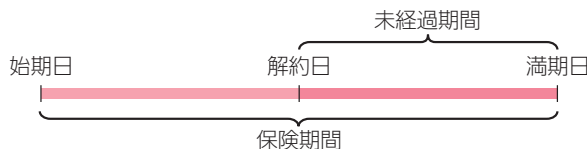
ご契約を解約される場合は、取扱代理店または当社に速やかにお申出ください。

■解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間（右図をご参照ください。）分よりも少なくなります。

たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金は払い込んでいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

■ご解約に伴い、保険料の払込状況等の条件によっては、解約日または満期日等までの期間に払い込んでいただくべき保険料について追加のご請求をさせていただきます。追加のご請求をさせていただいた場合には、その保険料を払い込んでいただく必要があります。

■保険契約を解約される場合、お払込みいただいた保険料が最低保険料（保険証券に最低保険料が記載されていない場合は5,000円）未満のときは、その差額を払い込んでいただく必要があります。



(3) 失効について

この保険契約が失効した場合、未経過期間分の保険料を返還します。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(4) 保険証券の確認・保管

ご契約いただいた後にお届けする保険証券は、内容をご確認うえ、大切に保管してください。また、ご契約手続から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。

(5) 保険契約に関する調査

保険契約に関して、必要な調査をさせていただくことがあります。この調査を正当な理由なく拒んだ場合は、ご契約を解除することがあります。

ご注意ください

その他ご留意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限

取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。

(2) 共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

(3) 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）。

補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

(4) 個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①当社およびグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等に提供することがあります。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ（<http://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

(5) 特約などの補償重複

次表の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（他の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約などの対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や支払限度額・日額等をご確認いただき、特約などの要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。^(注)

（注）1契約のみに特約などをセットした場合、ご契約を解約したときなどは特約などの補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約など>

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
①使用者賠償責任補償特約	・労働災害総合保険 使用者賠償責任条項 ・ビジネスプロテクター/ビジネスプロテクター（建設業用） 使用者賠償責任補償特約
②事業者費用補償（ベーシック/ワイド）特約	・労働災害総合保険 災害付帯費用補償特約/コンサルティング費用補償特約 ・傷害保険 事業主費用補償特約
③雇用慣行賠償責任補償特約	ビジネスプロテクター/ビジネスプロテクター（建設業用） 雇用慣行賠償責任補償特約

(6) ご契約条件について

著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

(7) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①当社に保険金を支払わせることを目的として事故を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④上記のほか、①～③と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(8) 事故が発生した場合の手続

①事故にあわれた場合の当社へのご連絡等

事故が発生した場合は、損害の拡大を防止または軽減する処置等を行ったうえで、取扱代理店または当社にご連絡ください。

②保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に当社が求めるものをご提出いただきます。詳細は取扱代理店または当社にご相談ください。

■当社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします。^(注3)

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」 0120-258-189（無料）へ

事故は いち早く

- (注1) 保険金請求に必要な書類は、保険申込書の「重要事項のご説明」の「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。
- (注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他当社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- (注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、当社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。
- 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。
- 損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

③ 示談交渉は必ず当社とご相談いただきながらおすすめてください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ当社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

(9) その他

- 保険契約者と被保険者が異なる場合には、このパンフレットに記載の事項について被保険者の方にも必ずご説明ください。
- このパンフレットはビジネス・ネクスト(業務災害補償保険)の概要をご説明したものです。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。なお、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- ご契約にあたっては、保険申込書の「重要事項のご説明」をご確認ください。

用語のご説明

用語のご説明

記名被保険者

P23をご覧ください。

業務に起因して発生した症状

補償対象者の業務遂行に伴って発生した労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)別表第1の2 二から十一までのうち、次の①から③の要件をすべて満たすものをいいます。

① 偶然かつ外来によるもの ② 労働環境に起因するもの
③ その原因が時間的および場所的に確認できるもの

ただし、職業性疾病等を除きます。なお、発症の認定は医師の診断によるものとし、その診断による発症の日を事故の発生の日とします。

次のいずれかに該当している間をいいます。ただし、いずれの場合も、労災保険法等の規定による業務災害または通勤災害に該当する間を含みます。

業務に従事している間

- ① 補償対象者が職務等に従事している間および補償対象者が住居と被保険者の業務に従事する場所との間を合理的な経路および方法により往復する間
- ② ①にかかわらず、補償対象者が役員等である場合には、役員等としての職務に従事している間で、かつ、次のア. からオ. のいずれかに該当する間
- ア. 被保険者の就業規則等に定められた正規の就業時間中
イ. 被保険者の業務を行う施設内または業務を行う場所にいる間
ウ. 被保険者の業務を行う場所と被保険者の業務を行う他の場所との間を合理的な経路および方法により往復する間
エ. 取引先との契約、会議などのために、取引先の施設内にいる間および取引先の施設と住居または企業等との間を合理的な経路および方法により往復する間
オ. 補償対象者に対し労災保険法等による給付が決定される身体障害が発生した場合の職務従事中および通勤中
- ③ ①および②にかかわらず、補償対象者が貨物自動車運送事業者の傭(よう)車運転者である場合は、被保険者から請け負ったまたは委託された貨物を、被保険者の指定した発送地から仕向地まで合理的な経路および方法により輸送する間をいいます。

ケガ(傷害)

急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(*)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒については、補償対象者が業務に従事している間に、業務に起因して吸入、吸収または摂取したことにより発生したことが時間的および場所的に確認できるものに限り、

- 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
- 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が補償対象者にとって予知できない、補償対象者の意思に基づかないこと」を意味します。
- 「外来」とは、「保険事故の原因が補償対象者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。

(*) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

事故

傷害についてはその原因となった事故を、業務に起因して発生した症状についてはその発症をいいます。

支払限度額 職業性疾病

保険金をお支払いする限度額をいいます。

労働基準法施行規則第35条に列举されている疾病のうち、補償対象者が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質もしくは状態に関連して有害作用が蓄積発生したことが明白なもの(*)をいいます。

(*) 振動性症候群、腱鞘炎、負傷によらない業務上の腰痛、粉塵(じん)を飛散する場所における業務によるじん肺症、じん肺法(昭和35年法律第30号)に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則(昭和35年労働省令第6号)第1条各号に掲げる疾病またはその他これらに類する症状をいいます。

職業性疾病等

職業性疾病のほか、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 疲労の蓄積もしくは老化によるもの
 - ② 精神的ストレスを原因とするもの(*)
 - ③ かぜ症候群
- (*) ストレス性胃炎等をいいます。

身体障害

傷害または業務に起因して発生した症状をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。

損害

補償対象者が保険証券記載の被保険者の業務に従事している間に身体障害を被った場合に、被保険者が費用を支払うことによって被る損害をいいます。

被保険者

P23をご覧ください。

法律上の 損害賠償責任

主として、故意または過失によって第三者に損害を与えた場合に、加害者が、被害者に対してその損害を補償する責任をいいます。民法に規定される「不法行為責任」と「債務不履行責任」がその典型です。

保険金

普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害等が生じた場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。

保険料

保険契約者がこの保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。

補償金

記名被保険者が補償対象者または法定相続人へ支給するものとして定める金銭をいい、名称を問いません。

補償対象者

P23をご覧ください。

労災保険法等

労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)もしくは船員保険法(昭和14年法律第73号)またはその他日本国の労働災害補償法令をいいます。

Q & A よくあるご質問についてお答えします。



Q 保険期間中に事業場の従業員の人数が増えました。通知する必要がありますか。

A

いいえ。通知の必要はありません。

ビジネスJネクストは、契約締結時の保険料が確定保険料となりますので、保険期間中の通知の必要はありません。



Q 職場の安全衛生活動に力を入れているのですが、保険料は安くなりますか。

A

はい。安全管理等に応じた割引制度をご用意しております。

当社所定の告知事項申告書に記載された質問事項にご回答いただくことにより、最大20%までの割引率が適用されます。



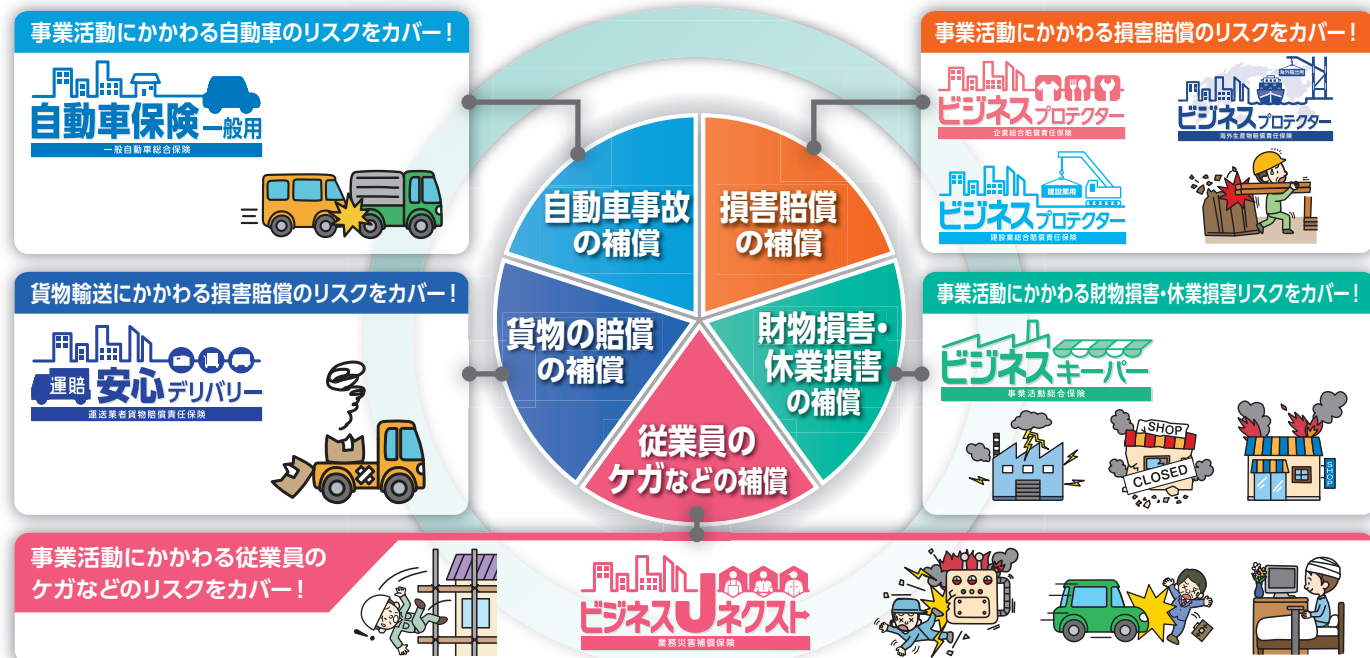
Q ビジネスJネクストは経営事項審査の加点対象になりますか。

A

はい。建設業（売上高方式）は経営事項審査で、15ポイントの加点評価が得られます。

詳細につきましてはP4をご覧ください。

三井住友海上は事業者のみなさまをトータルサポートします！



※商品ラインナップ等の変更により、ご案内する商品が変更となる場合があります。

保険に関する相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

【受付時間】

平日 9:00～20:00

土日・祝日 9:00～17:00

(年末・年始は休業させていただきます)

万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189 (無料)

指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808〔ナビダイヤル (有料)〕

【受付時間】 平日 9:15～17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル
(お客さまデスク) 0120-632-277 (無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館
電話受付時間 平日9:00～20:00 土日・祝日9:00～17:00 (年末・年始は休業させていただきます)
http://www.ms-ins.com